

令和2年度 東部地区 各種講習会計画 令和3年3月分（広島会場及び志和教習所でも開催されています。）

詳細は当協会ホームページ www.hirokenk.or.jp/ をご覧ください。（公社）広島県労働基準協会尾道支部／電話 0848-22-3432・Fax22-3444

種 類	開催予定日	予定会場 (学科)(日付)	予定会場 (実技)(日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
特定化学物質及び四アル キル鉛等作業主任者 (2日=13時間教育)	9・10	福山教習所 (9・10)	なし	11,000	1,980	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業及び四アルキル鉛等業務に係る作業 (安衛令第6条18,20号別表第3,5)
酸欠・硫化水素危険作業主任者 (3日=17.5時間教育)	17~19	福山教習所 (17~19)	なし	14,300	2,200	安衛法施工令第6条21号抜粋に掲げる酸素欠乏危険箇所における作業場(酸素欠乏・硫化水素危険作業の区分は酸素欠乏症等防止規則第2条第8号を参照)
有機溶剤作業主任者 (2日=13時間教育)	11・12	福山教習所 (11・12)	なし	11,000	1,980	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは杭の内部その他の労働省令で定める場所において、有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で労働省令で定めるものに係る作業 (安衛令第6条22号、別表第6の2)
床上操作式クレーン運転 A区分(3日=20時間教育) B区分(4日=17時間教育)	9~15 19~25	福山教習所 (9・10) 福山教習所 (19・22)	福山教習所 (11・12・15) 福山教習所 (23・24・25)	A 25,300 B 23,100	1,705	つり上げ荷重が5t以上の床上操作式クレーン運転の業務(安衛令第20条6号)
ガス溶接 (2日=13時間教育)	23・24	福山教習所 (23)	福山教習所 (24)	9,900	880	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務 (安衛令第20条10号、安衛則第79条、別表第6)
フォークリフト運転 A区分(4日=35時間教育) B区分(4日=31時間教育)	8~17	福山教習所 (8)	福山教習所 (9~11) (15~17)	B 27,500 C 16,500	1,650	最大荷重が1t以上のフォークリフト運転業務 (安衛令第20条11号)
玉掛け A区分(3日=19時間教育) B区分(3日=18時間教育) C区分(3日=15時間教育)	16~22 25~31	福山教習所 (16・18) 福山教習所 (25・26)	福山教習所 (18・19・22) 福山教習所 (29・30・31)	A 20,900 B 19,800 C 18,700	1,650	制限荷重が1t以上の揚荷装置、又はつり上荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務(安衛令第20条16号)
小型移動式クレーン A区分(2日間=20時間教育) BCD区分 (2日間=14時間教育)	1~4	福山教習所 (1・2)	福山教習所 (3・4)	A 25,300 B 23,100 C 24,200	1,705	つり上荷重が1t以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務(安衛令第20条10号)
高所作業車運転 B区分(2日=14時間教育) C区分(2日=12時間教育)	22~24	福山教習所 (22)	福山教習所 (23・24)	B 25,300 C 23,100	1,880	作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務 (安衛令第20条15号)
自由研削用と石取替等業務 (1日=6時間教育)	3	福山教習所 (3)	福山教習所 (3)	会員 8,800 一般 12,100	1,320	自由研削用といしへの取替え又は取替え時の試運転の業務 (安衛則第36条第1号抜粋、特別教育規定第2条抜粋)

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします（各支部分含む）

種 類	開催予定日	予定会場（学 科）（日付）	予定会場（実 技）（日付）	受講料込 （円）	テキスト代/込 （円）	受講対象の作業・作業場又は受講資格
アーク溶接等業務 3日＝21時間教育	15～17	福山教習所 (15・16)	福山教習所 (16・17)	会員 18,700 一般 22,000	1,100	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断の業務 (安衛則第36条第3号抜粋)
低圧電気取り扱い業務 (2日＝14時間教育)	2・3	福山教習所 (2)	福山教習所 (3)	会員 14,300 一般 17,600	715	低圧（直流にあっては750ボルト以下、交流にあっては600V以下である電圧をいう）の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務（安衛則第36条第4号抜粋）
クレーン運転業務 (2日＝13時間教育)	4・5	福山教習所 (4・5)	福山教習所 (5)	会員 14,300 一般 17,600	1,705	つり上げ荷重が5t未満のクレーン運転の業務、つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハ運転の業務 (安衛則第36条第15号)
高圧電気取扱業務 (2日＝11時間教育)	11・12	福山教習所 (11・12)	実技講習なし 各事業所で15 時間以上必要	会員 8,800 一般 12,100	1,430	高圧、若しくは特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務 (労働安全衛生規則第36条第4号)
特定粉じん作業 (1日＝4.5時間教育)	15	福山教習所 (15)	なし	会員 5,500 一般 8,800	880	粉じん作業に従事しているもの（安衛則第36条第29号粉じん障害防止規則第22条抜粋）
安全衛生推進者養成講習 (2日＝10時間教育)	4・5	福山教習所 (4・5)	なし	11,000	1,430	常時10人以上50人未満の労働者を使用する対象事業場に選任必要（安衛法第12条の2安衛則第12条の2）
衛生推進者養成講習 (1日＝5時間教育)	1	福山教習所 (1)	なし	6,600	1,100	常時10人以上50人未満の労働者を使用する対象事業場に選任必要（安衛法第12条の2安衛則第12条の2）
職長等教育 (2日＝職長等12時間教育)	9・10	尾道市長者原 ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ (9・10)	なし	会員 14,300 一般 17,600	880（職長等）	新たにつくことになった職長、班長、組長、その他の作業中の労働者を直接指揮または監督する者（安衛法第60条、施行令第19条、安衛則第40条） （安全・衛生責任者 法第60条3号）
	29・30	福山教習所 (29・30)				
職長・安全衛生責任者教育 (2日＝職長・ 安全衛生責任者14時間)	9・10	尾道市長者原 ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ (9・10)	なし	会員 14,300 一般 17,600	880（職長等） 660（安全衛生者実 務必携）	上記内容と建設工事現場において請負契約関係にある事業者が同一の場所で相関連して一つの仕事を行う場合は、関係請負人により安全衛生責任者を選任すること
	29・30	福山教習所 (29・30)				
職場のリスクアセスメント (1日＝7時間教育)	8	福山教習所(8)	なし	会員 7,700 一般 11,000	990	リスクアセスメントをわかりやすく解説し、職場で実践できるように企画した講習会
第1種衛生管理者 受験準備講習 (3日＝21時間教育)	24～26	福山教習所 (24～26)	なし	会員 20,900 一般 24,200	上・下 4,400 問題集希望者 2,200	常時50人以上の労働者を使用する事業場は、その業種の区分に応じて、衛生管理者を選任しなければなりません。安衛法第12条 第1種衛生管理者の必要な業種
第2種衛生管理者 受験準備講習 (2日＝14時間教育)	24・26	福山教習所 (25・27)	なし	会員 18,700 一般 22,000	上・下 3,080 問題集望者 1,760	①農林畜産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業 第2種衛生管理者の必要な業種 上記①以外の業種

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします（各支部分含む）